

道路・水路境界立会に関するお願い

●道路・水路境界立会申請書

(1) 立会申請書の様式は最新のものを使用してください。

※市のホームページからダウンロードできます。

(2) 立会申請書の提出時に立会日時の予約を行います。申請書のない状態での予約は受け付けません。

(3) 立会予定日の7日前までに、仮測量図（平面図、横断図）を添付してください。7日前までに提出のない場合は予約を取り消すことがあります。

(4) 公図について、申請地と隣接地・対側地が確認できるものを添付してください。

(5) 位置図の縮尺は1/2,500程度のを添付してください。

(6) 委任状と登記簿謄本の住所等に相違がある場合、住民票等を添付してください。

(7) 申請地の相続登記がされていない場合、相続人の委任状及び相続関係図等を添付してください。

●道路・水路境界承認願

(1) 道路・水路境界承認願に添付する確定測量図と隣接地・対側地の承諾書は別の用紙としてください。

- (2) 道路・水路境界承認願の提出は、立会申請書の受付日から一年以内を期限とします。一年を超える場合は再度、立会申請書を提出してください。
- (3) 道路・水路境界承認願（副本）は袋とじとして下さい。
- (4) 副本の添付書類は正本と同じものを添付して下さい。

●立会

- (1) 道路：公図幅 4m以下（4m含む）は対側地所有者の同意を得てください。

水路：幅員に関わらず対側地所有者の同意を得てください。

- (2) 計算点は事前に現地にマーキング等お願いします。

●その他

- (1) 土地区画整理の換地図はホームページ又は都市整備課（9階）で閲覧できます。
- (2) 土地改良区図面は農政課（3階）で閲覧できます。
- (3) 過去立会（確定）資料は土木管理課の窓口で閲覧できます。

○問合せ先

春日井市建設部土木管理課 占用担当

TEL : 0568-85-6272